平成２７年（フ）第１３２号
北海道登別市美園町４丁目１番地６
破産者　株式会社共進電気商会
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第７５５号
最後の住所　仙台市宮城野区燕沢東２丁目１番１－201号
破産者　亡真壁一二三相続財産
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７７２号
宮城県多賀城市桜木２丁目４番４－213号、登記簿上の本店所在地宮城県多賀城市城南１丁目18番12－１号
破産者　有限会社よしや
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
群馬県伊勢崎市本町４番地21
破産者　株式会社オオサワマテリアル
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪2163番地の３
破産者　ニットー株式会社
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第６７３号
静岡県焼津市焼津１丁目１－１
破産者　有限会社シマノ
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４号
広島県江田島市大柿町柿浦2076番地の49
破産者　株式会社山勝建設
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３９６号
大分市大字森1207番地の８
破産者　株式会社オフィス・ジャパン
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１号
仙台市泉区永和台24番１号－１
破産者　株式会社栄翔
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
兵庫県明石市大久保町八木421番地
破産者　株式会社細田製作所
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
愛媛県今治市上浦町井口7345番地
破産者　有限会社ライン
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第９５号
千葉県君津市西坂田４丁目２番18号Ｄ
破産者　片山　　晃
1　決定年月日　平成28年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２号
北海道登別市新生町４丁目44番地３
破産者　登建設株式会社
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第８８４号
東京都稲城市矢野口1749番地の６コーポビューティ・キド301
破産者　高橋　正樹
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７０号
和歌山県海南市下津町小松原７番地の１
破産者　山野産業運送有限会社
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２２号
京都府亀岡市突抜町53番地
破産者　有限会社渡辺商事
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２５６号
北海道石狩郡当別町春日町91番地２
破産者　山崎　　裕
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
北海道登別市柏木町１丁目29番地７、開始決定時の住所北海道登別市富岸町２丁目37番地11
破産者　中田志津子
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
群馬県伊勢崎市小泉町219番地１
破産者　大澤　一也
1　決定年月日　平成28年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係